

令和3年度第2回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時等

開催日時 令和3年7月2日（金）15時00分～16時07分
開催場所 あわぎんホール5階小ホール

2 出席者

(公益委員)関口委員 段野委員 佐野委員 撫養委員 端村委員
(労側委員)川口委員 山本委員 三木委員 賀川委員 恵島委員
(使側委員)平島委員 中村委員 天野委員 小林委員 藍原委員

3 議題

- (1) 徳島県最低賃金改正諮問
- (2) 特定最低賃金改正の必要性諮問
- (3) 専門部会（県最賃及び各特定最賃）の設置と委員推薦公示
- (4) あり方検討小委員会の審議結果報告
- (5) 今後の審議日程について

4 議事

事務局（室長）

定刻になりましたので、令和3年度第2回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。

それでは、以後の進行は関口会長にお願いいたします。

関口会長

それでは、審議を進めてまいります。

事務局は、本日の委員の出席状況を報告してください。

事務局（室長）

本審議会は、最低賃金審議会令第5条により、審議会全委員の3分の2の10名以上、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。

本日は、15名の委員にご出席いただいております。本審議会が有効に成立しております。

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき、公開

しており、5名から傍聴の申し込みを受け、現在4名の方が傍聴されております。
以上、併せて、ご報告いたします。

関口会長

本日の審議会は、お手元の次第により進めさせていただきます。

傍聴される方は、事前に事務局の方からお渡ししている注意事項を守っていただきますよう、お願いいたします。

まず、最初に、議事録の署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は、私と、労側は川口委員、使側は平島委員にお願いしたいと存じます。

よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

本日は、最初に「徳島県最低賃金の改正決定の諮問」と、「特定最低賃金の造作材、一般機械、電気機械の各最低賃金の改正の必要性諮問」となります。

事務局お願いします。

事務局（室長）

それでは、伊藤徳島労働局長から関口会長に諮問文をお渡しいたします。

関口会長

ただ今、「徳島県最低賃金の改正決定諮問」と「3つの特定最低賃金の改正の必要性諮問」を受けました。

それでは、諮問にあたりまして、伊藤局長よりご挨拶をお願いいたします。

伊藤局長

本年度第2回の徳島地方最低賃金審議会の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、お忙しい中、当審議会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。また、日頃から労働行政の運営につきまして格別のご理解、ご支援を頂いておりますことに、この場をお借りし、厚く御礼申し上げます。只今、令和3年度「徳島県最低賃金の改正決定について」並びに「各特定最低賃金改正の必要性について」諮問をさせていただきました。中央では、6月18日に「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」を閣議決定しました。また、6月22日に今年度の中央最低賃金審議会が開催され、地域別最低賃金金額改定の日安諮問が行われ、引き続き第1回目の目安小委員会、昨日第2回目の目安小委員会が行われたところでございます。当審議会においては、昨年引き続き

き厳しい中での審議をお願いすることとなりますが、委員の皆様方には、徳島における最低賃金を取り巻く諸般の事情もご勘案の上、全会一致で10月1日発効を目指して、ご審議をいただきますようお願いいたします。事務局としては、十分に審議を尽くしていただけますよう、円滑な審議会運営に努める所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

関口会長

ありがとうございました。

それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

特定最賃については、一つだけで結構です。

事務局（指導官）

「諮問文朗読」

関口会長

それでは、この諮問に係る経過と、併せて本日の資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

ただ今、局長より徳島県最低賃金の改正決定に係る諮問と3つの特定最賃の改正の必要性の諮問をさせていただきました。

まず、地域別最低賃金は、現在、資料番号2のとおり全都道府県において決定されております。

地域別最低賃金については、昭和53年から全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会に対し金額改定のための目安を示しており、地方最低賃金審議会は、この目安を参考にしながら地域の実情に応じた地域別最低賃金の改正のための審議を行っていただいております。

このように地域別最低賃金の改正については、目安制度が導入されていることから、中央最低賃金審議会の目安諮問時期を踏まえて地方最低賃金審議会を開催しております。先週の6月22日に、第60回中央最低賃金審議会が開催され、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に目安諮問が行われましたので、本日、地方最低賃金審議会を開催し、地域別最低賃金の金額改正諮問をさせていただいているものでございます。

中央最低賃金審議会の目安諮問に係る資料として、本日別資料として机上配付させていただきます。中央最低賃金審議会への諮問文は別資料の第60回中央最低賃金審議会資料No3、上から4枚目となっておりますのでご参照ください。

今後、中央最低賃金審議会において本年度の目安答申がなされましたら、目安を参考にしながら、徳島県内の実情を踏まえ、改正金額のご審議いただくこととなります。

次に、特定最低賃金について申し上げます。

最低賃金決定要覧の113頁、114頁に現在徳島県内で発効されている3つの特定最低賃金が記載されています。

この3つの特定最賃については、3月2日に改正の意向表明をいただいております、その後、資料番号3に概要を記載していますが、6月14日までに改正申出書をそれぞれ受付いたしました。

申出書については、本日の別冊資料として写しをお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

特定最低賃金の改正の申出には、「労働協約ケース」と「公正競争ケース」の2通りがございます。

申出いただいた3つの特定最賃につきましては、いずれも「公正競争ケース」であり、この場合の要件としては、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意による申出が必要となっております。

事務局において申出書を審査しましたところ、3つの特定最賃はいずれも要件を満たしておりましたので、本日、改正の必要性諮問をさせていただいたところです。

適用労働者数に関しては、資料番号4に、平成28年度の経済センサス基礎調査を基に、令和3年1月現在の適用使用者数と適用労働者数を取りまとめたものを添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

資料番号5から番号11までにつきましては、後ほどの議題の中でご説明させていただきます。

資料番号12から番号14までにつきましては、第1回本審において配布、説明させていただいておりますので省略させていただきます。

資料番号15は、内閣府が発表している「月例経済報告」と日銀高松支店徳島事務所が発表している「徳島県金融経済概況」、更に徳島経済研究所が発表している「徳島経済レポート」の基調判断部分をまとめたものです。第1回の審議会で5月発表の状況までを記載しておりましたが、本日は最新の6月分を追加しています。

月例経済報告では、6月は「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。」となっております。

徳島県金融経済概況は、「県内の景気は、基調として持ち直しつつあるが、新型コロナウイルス感染症の影響から、個人消費では引き続き弱い動きがみられている。」となっております。

徳島経済レポートは、「景気は持ち直しの動きがみられるものの、一部でコロナ

禍の影響が強まっている。」となっています。

次に、資料番号16の職業安定業務統計速報をご覧ください。県内の雇用情勢を示す重要な指標である、有効求人倍率等のグラフですが、折れ線グラフが有効求人倍率の数値で、5月は1.22倍となっており前月より0.08ポイント上回っています。労働局といたしましては、徳島県における雇用失業情勢について、「求人が求職を上回って推移しており、求人に持ち直しの動きが見られるものの、求職者が増加しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、引き続き注意する必要があります。」と判断しております。

資料番号17が企業倒産の状況となっております。1枚目が、帝国データバンクが発表している県内の倒産状況で、2枚目が、東京商工リサーチが発表している県内の倒産状況となります。いずれも表の一番左の列が今年の数値で、5月の倒産件数は2社とも3件となっております。

資料番号18は今年の春闘結果を賃金室の方で取りまとめた資料です。第1回の審議会で5月発表の状況までを記載しておりましたが、本日は最新の6月分を追加しています。

厚労省発表は例年8月発表となっておりますので、本年度分は記載できていません。連合の6月4日集計では（規模合計4,321組合で率1.90%、前年比-0.18ポイントの減少）、経団連発表では大手企業につきましては前回（第1回本審配布）と同じ数字、今回新たに中小企業について追加しておまして、212社で率1.72%、前年比±0ポイント、日経新聞につきましては前回（第1回本審配布）と同じ数字、徳島県の経営者協会調査では（31社で率1.22%、前年比-0.41ポイント）となっております。

資料番号19は「徳島地方最低賃金審議会運営規程」資料番号20は「徳島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」資料番号21は「徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会運営規程」となっております。

諮問に係る経過と資料に関する説明は、以上です。

関口会長

ただ今の事務局の資料説明等につきまして、ご質問はありますでしょうか。

また、全般的に何かご意見がありましたらお願いいたします。

ご質問がないようでしたら、労側使側委員から今年度の審議に関する基本的な認識といたしますか、姿勢などについて簡単にご意見をいただきたいと思います。

平島委員

平島でございます。意見ということでございますが、意見の前に国や徳島経済研究所の報告がありましたので、徳島県の状況について我々サイドで調査したものに

ついて、現状を知っていただくということでご説明させていただきます。

こちらのA4サイズで4枚留めの徳島県内企業、事業所の現状をお開きください。別添資料を付けた意図ですが、県内企業の経営状況は、具体的に今大変厳しいということをご理解いただきたいという思いです。先ほど事務局から国や経済研究所の経済概況の説明がございました。この中でもまだまだ厳しいという報告がありましたが、それらの調査は県内の主要企業を主にされていますので、我々としてはやはりこの審議会の対象になっている、県内の中小零細企業の実態まで含めてどうかということを知っておきたいということで調査をいたしました。資料の表紙をご覧ください。3つの調査結果があります。1つ目が徳島県商工会議所連合会の調査、2つ目が徳島県商工会連合会及び徳島県経営者協会、3つ目に徳島県の調査をお付けいたしております。ご存じの方も多いかもかもしれませんが、1つ目の徳島県商工会議所連合会、これは県内の市部、例えば徳島市とか阿南市とか三好市に所在する企業になりまして、県内に6つの商工会議所がございまして、それでは2つ目の徳島県商工会連合会、こちらは郡部にあります企業ということで、こちらは23の商工会がございまして、商工会議所と商工会連合会の企業様の声を聞くことによって、県内全体、そして中小零細企業の状況を把握するというところでございまして、3つ目に参考として県の調査も示しております。

1ページめくってください。1つ目ですが、徳島県商工会議所連合会の調査です。これは毎年定期的にやっているものでございまして、ここには2019、20年度の結果を表記いたしております。売上、収益、雇用、業況見通しの4つをお示しさせていただきます。基本的に前年同期比でございまして、なお、業況見通しだけは前期比です。売上、収益につきましては、もともと小さい企業が多いものですから、基調としては前年割れという状況が続いてきていたようですが、コロナが全国的に発生、すなわち2019年度の第4四半期には各指標ともガクンと悪化、その後も厳しい状況が続いていることが読み取れます。至近の結果を見ると、今年の1～3月までしか出ていませんが、コロナの影響で売上・収益が大きく落ち込んだ前年と比べてさらに下回っているとする企業がまだ半分ございまして、雇用に関しましても「増やした」という企業から「減らした」という企業を引くと、その割合が約マイナス10%でございまして、全体の15%の企業さんが、従業員を去年よりも減らしたという回答になっております。それから4つ目の業況見通しにつきましても景気が「好転している」から「悪化している」を引くと、この差がマイナス30%ほどございまして、徳島経済研究所の調査のマイナス15%ないしマイナス20%くらいに比べさらに悪いということでございまして。

次に、1枚おめくりください。2つ目が徳島県商工会議所連合会と徳島県経営者協会が共同で先月アンケートを実施したものであります。実は今分析中でございまして、現在までに回収できております107事業所の結果について発表させていただきます。

きます。1つ目はコロナが経営に及ぼした影響ということで、今の経営が苦しい状態とお答えいただいた企業が約7割ございました。深刻で大変厳しいというのが16.8%、ある程度影響があり厳しいというのが52.3%、これを合わせて約7割というところがございます。売上に関しましても、これもやはりコロナ前と比べてどうかというところですが、こちらでも現在も売上が減少しているという企業が6割ございます。売上の減少度合いですが、その下にありますように、一番多いのが10%以上30%未満、これが37.7%、次いで10%未満となりまして合わせて7割となります。ただし、その下を見ていただきますと、30%以上よりも落ちているところが4社に1社あるわけです。それから50%以上減っているところが10社に1社はあるという厳しい状況があります。このコロナの影響がいつまで続くか、言いかえれば、景気回復、あるいは経営が良くなるのはいつ頃ですかと尋ねますと、記載されていますように一番多いのが、今年ではなく来年度になるかなと。2番目に多いのが今年度末までは続くよねということで、大半が今年中はこの厳しさ、この状況が続くという予測をされております。6月29日の日経新聞のヒアリングで「ワクチンの接種で年末頃には回復していくかな」との大手各社の社長さんのご回答がありました。これが正しいという前提にしても、過去の経済回復を見ると徳島など地方は東京などの都会に比べ半年とか1年遅れるとの経験則があります。その辺りから見てもやはり今年度中の回復は難しいと見るのが妥当なところかなと思っています。参考といたしまして雇用資金面への影響というところで聞いてまいりました。実際影響は国の助成金等でなんとか乗り越えているところですが、それでも従業員を削減したというのが4事業所、新規雇用見送り、縮小したところが9事業所、賃金抑制、カットにも手をつけたというのが6事業所あるということになっております。なお、本調査は最初に申しましたとおり、まだ調査途中でありまして、次回以降に追加分を加えたいと思います。アンケートとしては700通ほどお送りしておりますので、より小規模な事業所のデータが加味されてくると思います。

最後ですが、これは徳島県の調査結果です。新聞で見いただいているかもしれませんが、こちらでも売上をコロナ感染拡大前と比べてどうかという調査です。こちらは大変厳しく75%の企業さんがコロナ前に比べて売上が減少しているということで、商工会議所あるいは商工会の結果よりも厳しいということですが、これは観光関連企業のウエイトが高いことの影響かなという推測ができます。

これらの調査結果から分かりますように、徳島県内の企業というのは、新型コロナウイルスの影響を受け、大変厳しい状況になっているのが計り知れます。またこの影響がいつまで続くのか、見通せない状況も伺い知れます。そういう現状についてこの場をお借りして説明させていただきました。使用者側からの意見になりますが、まず本委員会、この最低賃金というのは政府の方針に基づいて引き上げで審議するのではなく、あくまでも先ほど申し上げたような県内の中小零細企業の経営実態や地域

経済の状況を十二分に考慮していただき、納得感のある水準の賃金に決定すべきだと考えております。まずはこの前提を強く要望しておきます。この前提のもと、先ほど説明いたしました各調査から分かるように、徳島県内の企業、特に中小零細企業は大変な状況にあります。売上、収益ともに落ちております。最賃の原資となります資金の支払い能力、これが以前にもまして厳しい状況であることは明らかです。先行きに関してもコロナの終息が見通せない状況にあります。一言で言うと、今、多くの企業で国、県の支援金、融資制度を利用しながら事業の存続と雇用の維持に、ぎりぎりの努力を続けているところではないでしょうか。この点に関しましてはまだ調査できておりませんが、専門機関の調査によると、「倒産自体は少ないですが、こういう景気が長期化すると倒産が増えてくる」とか、「今は支援をいただいておりますが、資金供給から1年を経過して業績が戻らないと過剰債務になって、夏ごろから倒産リスクが高まってくる」というのが現実味を帯びてくるのではないかとこの報道もございます。先行きを不安視する声が多いです。こうした厳しい中で最低賃金が引き上がるようなことになれば、その影響が直撃し、雇用の削減や廃業に繋がることが強く懸念されます。コロナ禍の厳しい経済状況を乗り越えて、その先の成長と好循環、これを生み出していくには、労使が力を合わせて事業の存続と雇用の維持を最優先すべきではないでしょうか。以上を踏まえ、今年度の最低賃金は、使用者側といたしましては引き上げず、現行水準の維持を強く要望するところであります。私からは以上です。

関口会長

ありがとうございました。では、労側お願いします。

川口委員

アンケート等についてのご説明、分かりやすくありがとうございました。とは言いつつ、今の厳しい状況は当然理解しておりますが、じゃあ分かりましたという話でもありません。一応労働者の代表として見解を述べさせていただきたいと思えます。これまで何年もの間、この場で前任者も申し上げてきたと思えますが、最賃近郊で働く労働者の実態などを踏まえて、当然他県、分かりやすく言いますと香川県を注視しながら、そことの差を埋めていくというのが、徳島の経済を回すことに繋がっていくのではないかとこの考えは変わっておりません。コロナによって県内の企業、個人事業者のところが大変厳しい状況であるのは当然理解しています。旅行業や飲食店、交通関係などは影響が大きくて経済が悪化しているのは理解しています。ただ厳しい企業で働いておられる労働者の生活も大変厳しいものであることはご理解いただいていると思えます。今、経済が停滞している状況の中で、経済を動かすために徳島県や他の市町村でもやられていますが、応援割であるとか、プレミ

アム食事券とかプレミアム交通券、生活応援クーポン等を発行し、経済を回すということをされていると思います。当然中小企業なり、企業を守っていこうという動きがありつつも、経済を回すということが大前提なのかなと思っています。それと、これも例年のように言われていますが、徳島県の人口は減り続けていると。高年齢化して出生率が低下していることに起因はしますが、昨年の国勢調査を見てもかなり減っています。出生率が下がり、労働人口も減少する中で、最低賃金がCランクで徳島県だけが800円に届いていないとか、近隣の香川や淡路島だと最低賃金の額が違うということもあります。近いということで求人情報誌を見ると、交通費を出しますとか、バスで迎えに行くので淡路島で仕事をしませんかというところもあります。そういうところからすると、徳島県内における貴重な労働力や優秀な人材が県外に流れていくということも考えられます。厳しい状況は理解しておりますし、いきなり政府が言うように1,000円にするというような無茶なことは言いません。ただ、最低賃金を改定して、何度でも言いますが香川県に近づけることが徳島県の経済を回し雇用を守る、企業の元気に繋がるということもありますので、労側としましては最低賃金の改定をすべきであると述べさせていただきます。私からは以上です。

関口会長

ありがとうございました。使側、労側の双方から基本的な考えを述べていただきました。本格的な審議は中賃の目安伝達が行われる第3回本審からというふうに例年なっておりますが、もしこの場でどうしても他に何かおっしゃりたいという方がいましたらお願いしたいと思います。

中村委員

よろしいでしょうか。

関口会長

はい。

中村委員

先ほど別の委員からもありましたように、本当に厳しい状況が続いております。徳島県内の倒産件数が資料番号17にもありますが、これを見ていただくと分かる通り、令和2年は8,790（負債総額で単位は百万円）ということで大きな数字が出ております。5年間で見ても一番大きい数値が出ている状況であります。私が聞いているのは、全国的には各種助成金で倒産を免れているケースもたくさんありますが、徳島県においては近年のなかで最も高い数値が倒産件数として出ております。

前年度からの増加率も全国トップの状況です。先ほども資料にありましたとおり、雇用賃金面の影響として従業員の削減とか新規雇用の見送り、縮減、賃金抑制、カットというように労働者側のほうに負担が出てきてしまっているのが現状ではないかと思っています。私自身は最低賃金をずっと維持するのではなく、最低賃金の性格上メリハリが必要だと考えています。景気が良い時には上げることは必要でしょうし悪ければ据え置くというメリハリが必要だと思っています。今年はやはり上げる年ではないというのがこういった数値からも明らかではないかと思っています。見通しも立たない状況、そして数字でも表れない状況が大きくあるということをご理解いただきまして、今年につきましては現状維持で事業の継続、存続、雇用維持が最優先と考えております。県外への流出というお話がありましたが、今そういう状況ではなく、県外に流出する一番のタイミングは雇用が失われたときではないかと思えます。まずはそこを維持していく、確保していくというのが最優先ではないかと考えております。

関口会長

ありがとうございました。他はいかがでしょう。

山本委員

いいですか。

関口会長

はい、どうぞ。

山本委員

お疲れ様です、山本です。

コロナ禍において経営状況が厳しいというのは、良いところもあれば悪いところもあると思います。このコロナ禍で収益を得たところもありますし、本当に苦しいところもあると思います。宿泊業、サービス業、運輸業はダメージを受けているとお見受けします。去年も触れたのですが、リーマンショックの時も12円の引き上げであったという事例もあります。ここにおられる使用者側の方が最低賃金近傍で働かせているとは私も思っていません。本当にそういうところで働いている人たち、生活が厳しい方たちを見て、もう少しでも豊かにしてあげようという気持ちが私たち労側にはあります。お金がたくさんあるから上げるというよりも、厳しい状況であるからこそお金を回さないと経済が回っていかないというのは重々ご存じだと思います。使用者側がおっしゃる雇用というのが、私は少し疑問に思うところがあります。会社を守るための雇用なのか、従業員の生活を思って次のステップに向か

うための雇用なのか時折考えることがあります。リーマンショックの時に事業継続が難しかった企業ですが、危機的な状況に応じてしっかりと対処していた企業なら、このような状況になったときにも内部留保を切り崩しながら雇用や事業を守っていったと思います。コロナ禍で最低賃金を上げると事業継続が難しくなるというのは、中小企業経営者として生産性の向上の努力が十分でなかったのではと思う次第です。以上です。

関口会長

ありがとうございました。

小林委員

ちょっとよろしいでしょうか。

関口会長

はい、どうぞ。

小林委員

小林といいます。よろしくお願ひします。

今、山本委員がおっしゃられたことに非常にかちんときましましたので反論させていただきます。昨年のコロナから使用者側も従来の借り入れ以外に、政府の金融機関を利用して融資を借り入れています。これ、何のためかわかりますか。従業員の給料を払うために借入してるんですよ。そういう切実な経営者側の立場が分からずにああいうことを言われるのを聞くと、どうかと思います。はっきり言いますが、徳島県がCランクになっているのも、徳島県では●社と●社の数字が非常に良いからであって、この●社と●社を除いて実際に徳島県の数値を比べたらどようになると思います。中小、特に零細は去年借りたお金も国の制度では最高3年まで支払いを止めてくれていますが、1年過ぎてこれから2年後、給料を払うために人件費をどうするかということやってるお金は貯まっているのではありません。内部留保などとてもない話です。必死で使用者側は従業員を確保するために、どうやって維持するかということ借り入れています。これをよく覚えておいてください。確かに儲かっているところも一部はあるかもしれませんが、ほとんどの中小企業は自分のところで働いている人を守るために借金しているということ覚えておいてください。私からは以上です。

平島委員

お互い言いたいことがあると思いますが、これはまた次回以降、激論を交わした

いと思います。

川口委員

業務改善助成金を徳島県の中で申請しているのが2件という数値は。

事務局（室長）

昨年、補正予算で払った分を合わせると、9件申請があつて、2年度内に払えたのが2件、7件が今年度。実績としては9件申請が出て支払いしています。

川口委員

表を見たときに、何件申請があつて何件受け入れられたかという数値のところが見えなかったの、これを見たときに徳島県は2件しか申請していないのかという受け止め方をしたわけです。先ほどのお話を聞いた時に雇用を守るためにお金を借りるという話からすると、当然厳しい状況なのは理解しています。申請のしかたも含め私たちは分かりませんが、助成金の申請のしやすさや周知も含めて取り組みをしていただければと思いますし、その数字だけしか見ていなかったの、先ほどの若干山本の言い方も厳しいというかいやらしい言い方になったかもしれないということで、ご理解いただければと思います。

関口会長

深入りした審議というのはこの辺にしておきますが、よろしいでしょうか。

では、続きは第3回の本審でお願いします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

次第3「徳島県最低賃金専門部会、各特定最低賃金専門部会の設置等について」になります。

本日の諮問を受けまして、これから審議を重ねてまいります、最低賃金法第25条第2項によりまして、それぞれ専門部会を置くことになります。

つきましては、徳島県最低賃金の改正決定を調査審議するための「徳島県最低賃金専門部会」を設置するほか、特定最賃の「造作材」、「一般機械」、「電気機械」の各専門部会については、従来から、最賃法第25条第1項により、改正の必要性審議の段階から設置していることから、本年度も同じようにしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、「徳島県最低賃金専門部会」及び「各特定最賃専門部会」を設置する

ことといたします。

事務局は「専門部会の構成」などについて説明して下さい。

事務局（室長）

まず、専門部会の構成等について、ご説明させていただきます。

専門部会の委員数は、最低賃金審議会令第6条によりまして9名以内と定められています。当審議会においては、慣例により、「県最賃専門部会」及び「各特定最賃専門部会」はいずれも、公・労・使各3名の合計9名の委員で構成されています。

県最賃専門部会については、平成26年度より、より充実したご議論をいただき、公労使の三者の立場を統合した意見を取りまとめていただくため、公益委員2名の方が議決権のないオブザーバーとして参加いただいています。

本年度につきましても、6月21日に開催されました、あり方検討小委員会において、昨年度と同様、公益委員2名の方が議決権のないオブザーバーとして参加することで、ご確認をいただいています。

参考として、令和2年度の委員名簿を資料番号5に付けています。

令和3年度の県最賃専門部会の公益委員は5月24日の公益委員会議にて関口会長、段野会長代理、佐野委員を部会委員、撫養委員、端村委員をオブザーバー委員とすることをご確認いただいています。

また特定最賃専門部会委員ですが、参考として、令和2年度の各特定最賃専門部会委員名簿を資料番号6に付けています。

公益委員につきましては、5月24日に開催いたしました公益委員会議において、
造作材は、佐野委員、撫養委員、段野委員
一般機械は、撫養委員、端村委員、佐野委員
電気機械は、関口委員、段野委員、端村委員
とされたところであります。

労・使委員におかれましては、本日推薦公示を行いますので従来どおり、各団体からの推薦状とご本人の承諾書および履歴書を添えて、県最賃は7月16日（金曜日）各特定最賃は7月26日（月曜日）までに事務局に提出していただきますようお願いいたします。

また、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項に基づき、労働局長が諮問を行った場合には、関係労働者、関係使用者からの意見聴取を行うこととなっていますので、「その旨の公示」、を本日併せて行います。

関口会長

ただいまの事務局説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

ただ今の説明のとおり、労・使各側は、各専門部会委員について、期間内に推薦

状などの必要書類を事務局に提出をお願いします。

次に、当審議会におきましては、従来から、各専門部会において全会一致で結審した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づき「専門部会の議決をもって審議会の議決とする」とされてきたところです。

本年度も同様の扱いとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議が無いようですので、本年度も、専門部会において全会一致により結審した場合については、専門部会の議決を審議会の議決とすることといたします。なお、各専門部会は、その任務が終了した時に当該専門部会を廃止することになります。

続いて、次第4「あり方検討小委員会の審議結果」に移ります。

あり方検討小委員会は6月21日に開催いたしました。

事務局は、審議結果について説明をお願いします。

事務局(室長)

「徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会」は、6月21日(月)、委員全員のご出席の下、開催されました。

委員会の名簿は資料番号7にあります。

審議結果につきまして、資料番号8に議事要旨としてまとめております。

委員会では主に次の8項目について、合意、確認等がなされました。

1番目は、徳島県最低賃金の審議日程です。日程に関しては、この後の議題の中で説明いたします。

2番目は、特定最賃の新設の申出がなされた場合、徳島県最低賃金専門部会で審議することが確認されました。

3番目は、特定最賃の必要性審議・答申を行う特定最賃合同専門部会と県最賃の異議審、特定最賃の金額諮問のための本審をできれば同一日に開催して審議の効率化を図ることができないかご検討いただき、同一日に開催が確認されました。

4番目は、部会の専門委員についてです。これについては既に説明しておりますが、徳島県最低賃金専門部会においては、昨年と同様、公益委員2名が議決権を有しないオブザーバー委員として加わることを確認されました。

5番目は、審議会運営規程の改正についてです。3点ございますが、1点目のオンライン規定の追加についてですが、セキュリティの問題等さまざまな問題点があり、他局の状況等を参考にしながら、改正に向けて引き続き検討を行っていく。2点目の専門部会の公開についてですが、今年度は非公開(半

数が新任の委員、新型コロナウイルス感染防止の観点から長時間となる専門部会で人数を増やすことは望ましくない。)とし、来年度以降一部公開に向けた改正について検討を行っていく。3点目の議事録の署名廃止について、今年度は現行どおりとし、来年度より廃止するとされました。

6番目は、実地視察について、新型コロナウイルス感染状況より中止とします。

7番目は、各団体から出されている要請書等について、審議会資料として提出する。

8番目は、その他としまして、第1回本審で委員の方から要望のありました審議会資料の内、金額審議に必要な統計資料等の事前配布について、可能な範囲で事前に委員へ配布することとします。

議事要旨の説明は、以上でございます。

関口会長

ただ今の事務局からの説明について、質問やご意見はありませんか。

関口会長

よろしいでしょうか。

続きまして、次第5「今後の審議日程」に移ります。

事務局は審議日程について説明してください。

事務局（室長）

今後の審議の予定についてご説明いたします。

詳細な日程については、資料番号8のあり方検討委員会の議事要旨資料及び資料番号9をご覧ください。

まず、目安伝達のための第3回本審を、7月29日（木曜日）9時30分から開催する予定としています。

引き続き、本審終了後の11時00分から第1回県最賃専門部会を開催します。

その後の専門部会は、

第2回県最賃専門部会は、8月2日（月曜日）13時30分から

第3回県最賃専門部会は、8月5日（木曜日）13時30分から

の開催を予定しています。

また、8月5日は16時00分から第4回本審も開催する予定としていますので、委員の皆様方はこの日程確保をお願いいたします。

第3回県最賃専門部会までに決まらなかった場合に備え、8月6日（金）13時30分から第4回専門部会、16時00分から本審を予備日として設けています。

次に、県最賃の審議会答申に対し異議の申し出がなされた場合は、結審の翌日か

ら15日目の異議申出締切日翌日に、異議審議のための第5回本審を開催することとします。

8月5日に結審した場合の異議申出締切日は8月20日(金曜日)となりますので、翌週8月23日(月曜日)11時00分から異議審議のための第5回本審を予定します。予備日の8月6日に結審した場合の異議申出締切日は8月23日(月曜日)となりますので、8月24日(火曜日)11時00分から異議審議のための本審を予定します。

なお、8月23日又は24日は午前9時30分から特定最賃合同専門部会を開催して改正の必要性を審議いただくこととしており、異議の申出がない場合でも、合同専門部会で審議した特定最賃の必要性についての答申及び改正諮問を行うため、第5回本審を開催する予定です。

審議日程についての説明は、以上です。

関口会長

ただ今の説明について、質問やご意見はございませんか。

関口会長

本日の審議項目は以上ですが、他にご意見等ございますか。
なければ、事務局から何かありますか。

事務局(室長)

次回7月29日の第3回の本審でございますが、会場はあわぎんホールで、場所は本日と同じ階の奥の会議室です。10日前くらいには案内通知を出させていただきます。3回目の本審から異議審までの日程と会場をまとめたものを来週早々にメールでお知らせしたいと思います。

以上です。

関口会長

それでは、これもちまして本日の審議会は終了といたします。

(閉 会)